

# 会 議 録

□全部記録    ■要点記録

会議名	令和2年度第1回姫路市景観・広告物審議会
開催日時	令和2年6月3日（水）14時～15時
開催場所	姫路市役所本庁舎10階 大会議室
出席者又は欠席者	<p>(出席委員)</p> <p>安枝会長、田原委員、清水委員、藤本委員、長谷川（京）委員、原田委員、竹田委員、高谷委員、濱田委員、小林委員、鷺尾委員、長谷川（國）委員、妻鹿委員、八木（恭）委員、八木（有）委員、池島委員</p> <p>(事務局)</p> <p>加藤部長、松浦課長、増田室長、小寺技術主任、川崎技師</p> <p>(関係課)</p> <p>都市計画課 井澤課長、服部課長補佐、藤井技術主任</p> <p>(欠席委員)</p> <p>赤澤委員、岩田委員、橋寺委員</p>
傍聴の可否及び傍聴人数	傍聴可 傍聴人数 なし
議案又は案件及び結論等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大手前通り地区の景観計画及び屋外広告物条例の改正案について（議事）</li> <li>・デザイン事前協議の結果について（報告）</li> </ul>
議案の全部内容又は進行記録	<p>(事務局)</p> <p>(新任委員の紹介) (過半数の委員の出席による審議会成立及び傍聴者の報告) (資料の確認)</p> <p>以後の進行を安枝会長にお願いしたい。</p> <p>(会長)</p> <p>まず会議録の署名押印について、長谷川（京）委員、鷺尾委員にお願いしたい。</p> <p>(会長)</p> <p>それでは議事事項の『大手前通り地区の景観計画と屋外広告物条例の改正案について』事務局より説明願う。</p> <p>(事務局)</p> <p>『大手前通り地区景観計画と屋外広告物条例の改正案について』説明。</p>

(会長)	<p>それでは『大手前通り地区景観計画と屋外広告物条例の改正案について』、意見・質問があれば挙手願う。</p>
(委員)	<p>景観計画による工作物の高さ規制は、高度地区による建築物の高さ規制に合わせるということか。</p> <p>屋外広告物条例のうち、B区域の大手前通りから視認できる広告物という表現があるが、視認できるかできないかの判断はどのように考えているのか。人の目線で判断するのか、立面的に重ならないければ視認できると判断するのか。</p>
(事務局)	<p>高さ規制についてはご指摘の通り、高度地区に合わせている。</p> <p>B区域のうち、みゆき通りと中門筋に向いている広告物には大手前通り地区の規制をかける必要がないため、視認できるものに限っている。</p> <p>視認できるかどうかの判断は、申請時に現地確認して行う。申請時には手前に建物があって視認できなかったが、建物を取り壊した結果、視認できるようになるという場合もありうるが、申請時点で視認できるかどうかを判断したいと考えている。</p>
(会長)	<p>景観にそぐわない広告幕とはどのようなものか。</p>
(事務局)	<p>壁面広告物については上層部は原則箱文字とする一方で、広告幕は除くという規定となっており、地色の色彩の規定もないため、赤や黄色の広告幕が高いところに掲出できることとなり、景観を阻害する恐れがあると考えている。</p>
(委員)	<p>駅前の景観は重要だと思うが、姫路駅前のように広告幕が建物に掲出されているところは減ってきている。広告幕は布でできているため、建物のハードさと比べて安っぽく見える。例えば大阪のなんば高島屋では、広告幕をガラスケースに入れている。きちんとしたしつらえの中で掲出し、質を高める工夫が必要だ。</p>
(委員)	<p>A区域の突出広告物について、今後は地上から8mを超える部分は新設禁止と非常に厳しい規制となっている。現在でも8mを超える部分に突出広告物がたくさんついているが、これらはすべて違反となるのか。建物全体のボリュームと比較して、8mは低すぎるのではないのか。現在、高いところにある突出広告物をすべて8m以下に集約すると、景観上かえってよくないのではないか。</p>
(事務局)	<p>既存の突出広告物の表示面の変更は認めるが、新設は禁止としたい。歩行者の目線ではあまり高い位置の突出広告物は見ない。また突出広告物は落下の恐れもあり、安全上の観点からも減らしていきたい。壁面も含</p>

めて、中高層部を規制し低層部を緩和すべきと考えており、広告物全体で出し方を考えていただきたいという趣旨だ。

(委員) 大手前通りは姫路駅を眺めるメイン通りであり、本来は建物と並木が並んでいるのが美しい。バラバラの位置に広告物を出すのではなく、歩行者が見やすい低層部のサインが揃っている景観を目指していくべき。

(委員) 建物によって階高が違うので、階数による規定ではファサードが並んでいかない。階数による規定から地上高さ8mに置き換えたのは良い。また規制ばかりではなく、賑わい創出も大事だ。そういう意味では8mくらいが適当だと思う。

(会長) 他に意見がなければ、原案のまま承認したいがよろしいか。

(委員) (異議なし)

(会長) 意義がないので原案を承認する。  
今後事務局にてパブリックコメントの実施等の必要な手続きを進め、次回の景観・広告物審議会では結果を報告いただきたい。

(会長) 続いて、報告事項の『デザイン事前協議の結果について』事務局より報告願う。

(事務局) (『デザイン事前協議の結果について』報告)

(会長) デザイン部会の部会長の田原委員よりこの度の協議について、総評をお願いする。

(委員) 特に付け加えることはないが、この事例に限らずデザイン事前協議の際にいつも課題となるのは、計画の早い段階で事業者、設計者と意見を交わすものではないということだ。現行法規に適合している計画に対し、こちらからお願いしてより良いものにしていくという場ではない。

建築物は細部まで設計するが、例えば駐車スペース、ゴミ置き場、植栽などは、施工の最終段階まで練られていない場合がある。実際に完成してしまうと、近隣環境に影響を与えるのは建築物だけではなく、そういった部分なので、デザイン事前協議はそこを整える役割を果たすことが結果的に多くなっている。

今回の案件で、各委員が一番問題だと感じたのは、低層市街地の中にこれだけ高い建物が建ってしまうということだ。これは景観コントロールではなく都市計画ですべきことだ。市としては、同じように低層市街地の中で塔状のものが建つ可能性がある場所、環境に影響を与える恐れのある

	場所があれば見直していくべきではないか。
(委員)	デザイン事前協議の中で、まさにその点がずっとくすぶっていた案件だ。計画地の近隣に住む知人から、「あんな高い建物が建てられるのか」と聞かれた。日本の施策は、天空率や容積率不算入の制度によって、こういった建物を建てていく方向に向かっているということをお伝えしたい。
(会長)	報告事項であり、この案件についてこの場で議論はしないが、2委員の発言について、意見があれば挙手願う。
(会長)	質問がなければ審議は終了する。本日はありがとうございました。